

「(仮称)大滝山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、JR東日本エネルギー開発株式会社及び磐栄運送株式会社が、福島県郡山市及び猪苗代町において、最大で総出力150,000kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域は「自然公園法(昭和32年法律第161号)」に基づく磐梯朝日国立公園(磐梯吾妻・猪苗代湖地域)の周辺に位置し、また、同区域には、「自然環境保全法(昭和47年法律第85号)」(以下「自然環境保全法」という。)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、「森林法(昭和26年法律第249号)」(以下「森林法」という。)に基づく保安林、林野庁により緑の回廊に設定された森林等が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域である。また、事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ、同区域周辺ではイヌワシの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、これらの環境保全上重要な地域、鳥類等への重大な影響が懸念される。

さらに、本事業の事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

2.(3)及び(4)により、鳥類並びに植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における

騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ、同区域周辺ではイヌワシの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林及び林野庁により緑の回廊に設定された森林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林を確認の上で、これらの森林の分断を回避すること。また、既存道路や無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域周辺には、磐梯朝日国立公園(磐梯吾妻・猪苗代湖地域)内に位置する磐梯山、安達太良山のほか、川桁山等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査によりこれら眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。